

■ 1 手当

①社会福祉課 内線3207

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
障害（児）者 扶助料	障害を有する方に対して扶助料を支給します。 <支給額>（1人当たり） ○重・中度障害者 月額7,000円 ○軽度障害者 月額2,500円 （市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯） <支給日> 9月・3月の25日 （土、日、祝日は前日） ※申請月の翌月分から各支給月分まで支給します。	○重・中度障害者 身体障害1～3級 知的障害A・B級 精神障害1・2級 ○軽度障害者 身体障害4～6級 知的障害C級 精神障害3級 ※上記の手帳をお持ちの方 ※施設入所者は対象外（一部施設を除く）	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 対象者の預金通帳 3 転入の方のみ 世帯全員の市民税課税又は非課税証明書	①

④子育て支援課 内線3160

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
遺児手当	父又は母が重度の障害を有する児童（18歳以下〔18歳に達した日の属する年度の末日〕）を養育している方に対して手当を支給します。 <手当額>（児童1人につき） 1～3年目 月額 4,350円 4～5年目 月額 2,175円 6年目以降 支給対象外 ※所得が制限額を超える場合、支給停止となります <支給日> 1月・3月・5月・7月・9月・11月の25日 （土、日、祝日は前日） ※申請月の翌月分から各支給月の前月分まで支給します。 ※令和7年11月に制度改正を予定しております。	○身体障害1・2級 ○知的障害A・B級 ※上記の手帳をお持ちの方の配偶者	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 申請者の預金通帳 3 その他 個々に必要な書類があります。	④

